

独立行政法人 国際協力機構

新環境ガイドライン案 パブリック・コメント係 宛

「新環境社会配慮ガイドライン案」、及び「新異議申立手続要綱案」  
に対する意見

氏名：

住所：

電話番号：

FAX 番号：

電子メールアドレス：

当該箇所

「序」か「基本的事項」

意見内容

(1) JICA は原子力発電に関連するプロジェクトを支援しない方針だと理解しているが、原子力発電所の建設、運転およびメンテナンスに関連するプロジェクトを支援しないことを JICA の環境社会配慮ガイドラインに明記すべきである。

(2) (1) にある「原子力発電所」には周辺施設も含まれる。

(3) JICA は原子力発電に関連するトレーニングを支援しているが、原子力発電に関連するトレーニングを「3S」(安全、保障措置、セキュリティ) の分野に限定すべきである。特に、原子力推進活動を支援すべきではない。この方針を JICA の環境社会配慮ガイドラインに明記すべきである。

理由

(1) JICA が原子力発電に関連するプロジェクトを支援しない方針であれば、その方針を明記する必要がある。

(2) 政策の一貫性を保つため、原子力発電所の周辺施設に関連する支援および原子力発電の推進活動の支援についても行なうべきではない。

(3) 原子力推進活動の支援は JICA の「ビジョン」と矛盾している。日本語の

ホームページには JICA の「ビジョン」について「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発を進めます」としか書いていない。しかし、英語のホームページにある「ビジョン」の説明はもっと充実している。以下はその一部である。

「"Inclusive development" represents an approach to development that encourages all people to recognize the development issues they themselves face, participate in addressing them, and enjoy the fruits of such endeavors.」

各国が自らの開発課題を自ら決めるべきである。従って、日本政府の原子力推進アジェンダを途上国に押し付けるべきではない。

(4) 世界銀行及びアジア開発銀行は原子力プロジェクトを支援しない方針を堅持している。<sup>1</sup>

\*

---

<sup>1</sup>世界銀行の資料では以下のように書かれている。“Will the CIFs fund nuclear plants and/or coal powered generating stations? The Bank has not funded any nuclear power investments since 1959 nor has it funded any investments directly related to supporting the production of nuclear power since that time. The Bank has no plans to change this position at this time.”(Q & A : *Climate Investment Funds*, July 1, 2008

[http://siteresources.worldbank.org/INTCC/Resources/Q&A\\_CIF\\_July\\_1\\_08.pdf](http://siteresources.worldbank.org/INTCC/Resources/Q&A_CIF_July_1_08.pdf))

また、アジア開発銀行の方針は以下を参照。“15.(vi) ADB will not be involved in financing nuclear power generation.”(Asian Development Bank, "Energy Policy", ADB Policy Paper, June 2009)

独立行政法人 国際協力機構

新環境ガイドライン案 パブリック・コメント係 様

「新環境社会配慮ガイドライン案」に対する意見

氏名：

住所：

電話番号：

ファックス番号：

「新環境社会配慮ガイドライン案」（以下、単に案という）のみについてコメントを以下の通り行います。

- 1) 案の2. 5 社会環境と人権への配慮、2. 第二文「人権に関する国別報告書」の内容について。

関係国が批准・加盟する国際人権規約など国連人権条約に定める、政府定期報告審査制度に従って当該国家が提出する報告書のほか、国連人権理事会による普遍的・定期的レビュー（UPR）のために当該国が提出する報告書、ならびにこれらの報告書に関連して人権団体等が作成し、関係機関へ通知する情報（いわゆる NGO レポート）も含まれたもの、と解すべきであろう。その理由として、これらの資料が全体として関係国での人権状況を検討する際の第一次的な情報源として、国際社会で用いられてきたからである。

- 2) 同じ箇所での「関連機関の情報」の内容について。

1) で言及した国際人権条約の審査機関（条約機関）が、政府定期報告審査制度に従い審査したのちに公表する総括所見（最終見解ともいう）のほかに、個人通報制度のある条約の場合での通報案件を審査したのち公表する見解、ならびに国連人権理事会が UPR で審査したのち公表する審査・結果文書などもここでいう「関連機関の情報」に含まれるものと解すべきである。理由は1) に同じ。なお以上の資料は、国連人権高等弁務官事務所の HP から入手できる。

- 3) 案の別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮、先住民族の項目での2. における「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない」の意味について。

アジア開発銀行が2009年6月に改定した、Safeguard Policy Statement の

付属書3. Safeguard Requirements 3: Indigenous Peoples の中で特別の Special Requirements) を定めた E 項、がこの部分の具体的な要件と実施手続きを決める際に参考となる。とりわけ、影響を受ける先住民族社会の同意という要件につき、同文書の第30段落より第36段落が詳細な規定を置いているので参考となる。ただし第31段落において要件としての「同意」を、関係社会の「広範な支持」と置き換えて解し、「一部の個人・集団が反対する事業でも「広範な支持」がありうる、というのは異論があるところなので適用すべきではない、と考える。

以上

(Attachment) Comment format

TO : Public comment team, Environmental and social Considerations Review Division 2, Credit Risk Analysis and Environmental Review Department, Japan International cooperation Agency (JICA, comments to: [erte2-pc2@jica.go.jp](mailto:erte2-pc2@jica.go.jp) on November 27, 2009)

Public comments on “Draft Guidelines for Environmental and Social Considerations” and “Draft Objection Procedures on the Guidelines for Environmental and Social Considerations”

[Name]	
[Address]	
[Phone]	
[Facsimile]	
[E-mail]	
[Comments]	<ul style="list-style-type: none"><li>• Corresponding area</li></ul> <p>2.6. Laws and Standards of Reference</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• Comments</li></ul> <p>Japan is the biggest bilateral donor in water and dam (including hydropower) sector in India, some of the recent projects where Japan has provided aid in India in this sector include the Dhauliganga Hydropower project, the Umaian Hydropower project (R&amp;M), the Purulia Pump storage project, Srisailam Left Bank hydropower project, the Tuirial Hydropower project, the Teesta Canal hydropower project, Ghatghar pump storage project, Ujjani hydropower project, Rengali Irrigation project, Kurnool Cuddpah Canal modernization project, Rajghat canal irrigation project, Upper Indravati irrigation project, upper Kolab irrigation project, Indira Gandhi Nahar</p>

project, Hussain Sagar Lak project, Bangalore water supply project, Kerala Water Supply Project, Ganga Action Plan, Yamuna Action Plan, among many others. It is clear the Japan has been giving funds for large no of water sector projects spread over big canvass, but the performance of these projects leave a lot to be desired.

Most of the projects listed above have seen serious social, environment and performance issues. On Ganga and Yamuna Action Plan, India's current Environment Minister on record having said on the floor of the Parliament that they have been failures. The 280 MW Dhauliganga Hydropower project has been commissioned in 2005-06, but since then has never achieved generation at 1907 million units (MU) per annum, the highest it has achieved was 1186 MU in 2007-08, 38% below the promised generation. Moreover, it has led to serious problems of landslides and erosion, displacing local communities, their problem still remaining unaddressed. The Rajghat project continues to remain incomplete decades after it supposed to be completed, the displaced people still not having got their livelihoods back and now the project's current meager benefits in real danger due to the proposed Ken Betwa link project. The 67.5 MW Teesta Canal project has never achieved its design generation of electricity. Against design generation of 319 MU, the highest it has achieved is about 192 MU (40% below design generation), besides having other problems.

JICA should institute a credible, independent panel to review its projects, EIAs, compliance of its environment management plans and post facto performances and make such reviews public.

JICA currently has very low credibility among affected people and independent non government organisations. It needs to do a lot more to improve this credibility.

JICA should confirm that projects meet requirements of Recommendations of World Commission on Dams (WCD).

- Reason for comments (If possible, please submit your supporting documents.)
  - The WCD was the first global, comprehensive, independent, inclusive review on large dams. The process was transparent and participatory, and extensive research was conducted. The WCD was co-sponsored by the

World Bank, Japan's Ministry of Finance and the ex-JBIC was one of Forum members.

- The key recommendations on demonstrable public acceptance of the affected people and free, prior and informed consent of indigenous and tribal peoples are not included in the draft.

独立行政法人 国際協力機構  
新環境ガイドライン案 パブリック・コメント係 宛

「新環境社会配慮ガイドライン案」、及び「新異議申立手続要綱案」  
に対する意見

[氏 名]	
[住 所]	
[電話番号]	
[FAX 番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	<p>・ 当該箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)下記参照のこと。</p> <p>・ 意見内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 2.1.7 の文中「…情報公開を行う。その際、…」の読点が半角になっている。全角に統一するべきである。</li><li>➤ 2.3.1.には括弧書きが 2 箇所あるが、「含む」のあとに句点をつけるか否かを統一するべきである。</li><li>➤ 2.7 について、環境社会配慮助言委員会の構成及びプロセスについて、ガイドライン内での詳細な記載はしていないが、過去の運営において課題が多く出されており、引き続き有識者委員会で議論を行い、一定の方向性を示すべきである。</li><li>➤ 3.2.1 の(5)の 1.において、括弧内「エンジニアリング」のみ半角が使われている。全角に統一するべきである。</li><li>➤ 3.3 および 3.4 のタイトルが太字になっていないため、他の箇所と合わせ太字にするべきである。</li><li>➤ 3.4.3 の 3. の文中「…情報公開した上で、ステークホルダー分析を…」箇所に半角の読点が使われている。全角に統一するべきである。</li></ul>



- 3.4.5 の 1. 中に、「…プロジェクトの環境影響評価、住民移転計画、環境影響緩和策などに反映されていることを…」とあるが、並列して「先住民族計画」の記載を含めるべきである。
- 別紙 1 検討する影響の範囲の 1. の文中においては括弧書きが 2 箇所あるが、「含む」のあとに句点をつけるか否かを統一するべきである。
- 別紙 2 カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書 注)における 案件の記述— 内の「住民移転計画または社会開発計画の必要性を明らかにする。」という箇所に、「先住民族計画」の記載を含めるべきである。
- 異議申立手続要綱案 1. 趣旨 文中において和暦が用いられているが、他箇所との整合性を図るため、西暦に統一するべきである。
- 異議申立手続要綱案 13 報告書及び意見書に基づく対応 において、数字のあとに点を付加するべきである。
- 異議申立審査役年次活動報告書の骨子例 3. の (2) 数字が半角になっているが、全角に統一するべきである。

・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

上記意見は、形式の統一性及び今後の議論プロセスの有効性の観点から提起しました。

独立行政法人 国際協力機構  
新環境ガイドライン案 パブリック・コメント係 宛

「新環境社会配慮ガイドライン案」、及び「新異議申立手続要綱案」  
に対する意見

[氏 名]	
[住 所]	
[電話番号]	
[FAX 番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	<p>・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）</p> <p>新環境社会配慮ガイドライン案の下記下線部分につきコメント致します。</p> <p>2.8.1 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト</p> <p>1. JICAは、環境レビューの結果を合意文書締結の意思決定に反映する。なお、環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、JICAは有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトを<u>実施しない</u>。</p> <p>この箇所を国際協力銀行ガイドラインの「適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる。」に準じ以下のように変更することを提言します。</p> <p>(変更案)</p> <p>適切な環境社会配慮がなされない場合には、JICAは有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトを<u>実施しないこともありうる</u>。</p>

- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

ODAの目的は開発途上国の開発を支援することです。途上国が開発事業において環境社会配慮を実施することは当然のことですが、相手国に配慮を働きかけても配慮がされないということで、JICAの協力やプロジェクトの実施を行わないという冷たい決断は、ODAを必要としている途上国に対するJICA・日本政府の援助の態度とは言えないと考えます。

途上国に何度でも何年でも配慮を働きかけ、プロジェクトの実施を断念するのは相手国政府であると考えます。

この原案通りのガイドラインを提示された途上国は、JICAへODAを要請しても社会配慮の不備により事業を拒否されると受け取る可能性もあります。その場合途上国の開発へ迅速に対応している中国へ協力を依頼することが考えられます、また実際そのようなことが見受けられます。中国の援助による開発事業の場合、国際的に認められる環境配慮が十分に行われない可能性もあります。このような世界の情勢を考慮し、途上国の開発への協力を日本・JICAが実施するために本ガイドラインが相手国政府にとって合理的なものであるべきと考えます。

以上

独立行政法人 国際協力機構  
新環境ガイドライン案 パブリック・コメント係 様

「新環境社会配慮ガイドライン案」、及び「新異議申立手続要綱案」  
に対する意見

[氏 名]	
[住 所]	
[電話番号]	
[FAX 番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	<p>・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）</p> <p>①ガイドライン案：「1.1 理念」および「別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の「基本的事項2」に述べられている費用の内部化について</p> <p>②ガイドライン案：「1.4 環境社会配慮の基本方針」とプロジェクト・サイクルとの整合性について</p> <p>③ガイドライン案：ガイドラインのスコープと近年の ODA 趨勢（平和構築）とのギャップについて</p> <p>④パブリック・コメントへの対応について</p> <p>・ 意見内容</p> <p>①理念の中で費用の内部化と制度の枠組みを作ることが環境配慮だとして、費用の内部化はガイドラインの中心的概念としてとりあげられており、具体的方策として「環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない」と、旧ガイドラインと同じ文言となっている。しかし、これまでの JICA 調査報告書を読むと定量的評価を行ったものはほとんどなく、経済分析を通じて意思決定に及ぼす影響がほとんどないことから、この理念や具体的方策は形骸化しているのではないかと思わざるを得ない。新ガイドライン案には</p>

現状をきちんと評価したうえで、その実効性を高める工夫が見られない。

②JICAに無償資金協力の一部と有償資金協力が統合されたことは、プロジェクト・サイクルから見れば、一つの機関がプロジェクトの準備段階から実施、さらには事後評価段階まで所管することになったことを意味する。しかし、「環境社会配慮の基本方針」における「重要事項」には事後評価が対象となっていない。すなわち、事後評価において環境配慮や対策の実効性がどうだったかについて評価するというガイドライン遵守にかかわる点と、これにより得られた教訓を政策・制度や新しいプロジェクトにフィードバックすることは極めて重要であるにもかかわらず、ガイドライン案において組み入れられていないのは大きな問題である。

③日本のODAは近年、平和構築分野への支出が拡大しているにもかかわらず、ガイドライン案では対応できていない。DACでは既に、紛争が直接・間接に深刻な環境影響をもたらすだけでなく、環境や天然資源が暴力を伴う紛争の要因になり得るという認識から、戦略的環境アセスメントの対象に入れている。人間の安全保障を担保する同様な制度がないという現状を踏まえると、これらの点を環境社会配慮ガイドラインでカバーすることが一層求められる。

④最後に、パブリック・コメントを通じ表明した意見がどのように扱われるのかホームページから分からないので、ご回答いただきたい。

・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

①JICA各調査報告書

②なし

③例えば、DAC Network on Environment and Development Co-operation (ENVIRONET), *Strategic Environmental Assessment (SEA) and Post-Conflict Development*, Oct. 2008

④JICAホームページ

独立行政法人 国際協力機構  
新環境ガイドライン案 パブリック・コメント係 御中

「新環境社会配慮ガイドライン案」、及び「新異議申立手続要綱案」  
に対する意見

[氏 名]	
[住 所]	
[電話番号]	
[FAX 番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	<p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ガイドライン案全般</li><li>・ 意見内容 記述の見直しに加えて、環境社会配慮に係る各必要事項のタイミングを図示するなど相手国側関係者にもより理解し易く全般的な改善が必要であると考えます。</li><li>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 本ガイドラインの適切な実施に際しては、JICA による支援を受ける相手国側関係者による本ガイドラインの適切な理解と協力が不可欠であるため。</li></ul> <p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ガイドライン案全般</li><li>・ 意見内容 相手国側関係者、JICA、実務者など関係者間での共通理解と適切な配慮水準の確</li></ul>

保のために、世銀や ADB のようにハンドブックやリソースブックの作成が望まれます。

- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
ポリシーガイドラインの性格上からか、ガイドラインの記述内容が比較的抽象的であるため。

### 【3】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
1. 3 定義 p.3、パラ3 「開発計画調査型技術協力」
- ・ 意見内容  
「開発計画調査型技術協力」の定義の記載が必要と考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
新しい調査種別でありかつガイドライン案の中で初めて出てくる用語であるため。

### 【4】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
1. 3 定義 p.3、項目7  
” 「戦略的環境アセスメント」とは、事業段階の環境アセスメントに対して、その上位段階の意思決定における環境アセスメントのことをいう。事業の前の計画段階やさらにその前の政策段階で行われるものがある。”
- ・ 意見内容  
具体的な SEA の要素例などで記載することが調査の質を確保するために必要であると考えます。また、SEA の共通的な手続き、評価方法等を明確にすべきと考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
当該記述は SEA の特徴を示しているものの、抽象的な表現にとどまっているため相手国関係者などの環境アセスメント専門家以外にはわかりにくい説明となっている。審査部との協議や審査会において各々の理解に基づくコメントが出されるが、各コメントが必ずしも整合が取れていないと見受けられる。例えば、環境省(2007)「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」のような指針があると、実務

上は有益であると考えられる。

【5】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）
  - 1. 3 定義 p.3、項目 13 ” 助言を行う委員会のことをいう。”
- ・ 意見内容
  - 「諮問」と「助言」の定義の追加が望ましいと考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）
  - 「諮問」と「助言」の違いが不明瞭であるため。

【6】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）
  - 1. 4 環境社会配慮の基本方針 全般
- ・ 意見内容
  - 重要事項は現行の JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、重要事項 3 において“協力事業完了以降にフォローアップを行う”ことが謳われていたが、本事項は引き続き本ガイドラインにおいても重要事項の一つとして残すべきと考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）
  - 協力事業完了以降のフォローアップは、環境社会配慮の実施を適切に確保する上で、モニタリングと関連して重要な事項であることから、本重要事項にて掲げる事項として残しておくべきと考えます。

【7】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）
  - 1. 4 環境社会配慮の基本方針 p.5、パラ 3  
(重要事項 1:幅広い影響を配慮の対象とする)
- ・ 意見内容
  - 幅広い影響への配慮を重要事項としているならば、最低限検討すべき環境社会影響項目を例としてあげるべきであると考えます。また、最低限の項目を統一し記載すべきであると考えます。



- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
ガイドライン案の中では、影響項目の表記が統一されていないため。

#### 【8】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
1. 4 環境社会配慮の基本方針 p.5、パラ5  
(重要事項4:ステークホルダーの参加を求める)
- ・ 意見内容  
「意味のある参加」および「真摯な発言」の説明が必要であると考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
前ガイドラインではFAQで記載されていたが、本ガイドラインでは本編に定義・説明をいれるべきと考える。

#### 【9】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
1. 10 環境社会配慮助言委員会 p.7、パラ1  
” JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる環境社会配慮助言委員会を第三者的な機関として常設する。”
- ・ 意見内容  
スキーム別の環境社会配慮審査会の協議開催のタイミングおよび回数について、本文またはFAQでの説明が必要であると考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
記載がなく、不明瞭であるため。

#### 【10】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
2. 1 情報の公開 p.7、項目4  
” 公開すべき情報には、環境社会配慮に関する情報とともに、協力事業本体に関する情報を含む。”
- ・ 意見内容

公開対象となる調査タイプ別の環境社会配慮関連文書の例を記載すべきと考えます。特に、今回新規に公開対象となる報告書名や情報の種別について具体例を記載すべきと考えます。

- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
公開対象となる文書等の具体例が明記されると相手国側関係者がより理解しやすいと考えられるため。

#### 【11】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
2. 2 カテゴリ分類 全般
- ・ 意見内容  
カテゴリ分類の基準について、カテゴリ A とカテゴリ B のどちらにすべきか判断に迷うケースに対応すべく判断基準を明記、またはカテゴリ B と判断した場合になぜカテゴリ A でないのかの理由を明記するような記述を追記すべきと考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
カテゴリ A に近いカテゴリ B の案件について、恣意的にカテゴリ B としたとの誤解を受けないため。

#### 【12】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
2. 2 カテゴリ分類 p.8、項目 2  
” カテゴリ A には、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙 3 に示す。”
- ・ 意見内容  
別添 3 を具体化し、「例示」扱いではなく、カテゴリ A の「判定基準」の掲載が望ましいと考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
「カテゴリ A」の基準が不明確であるため。

【13】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
2. 3 環境社会配慮の項目 p.9、項目1  
” 環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、・・・・。”
- ・ 意見内容  
環境社会配慮の項目について、相手国側関係者など本ガイドライン使用者の理解を容易にするため、JICA 調査における最低限の影響項目をガイドライン内で統一し、各項目の定義を明示する必要があると考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
別紙1「検討する影響の範囲」、別添4の項目9、別紙5、別紙6にも同様の項目があり、また既存 JICA 調査にて頻繁に活用されているスコーピング・マトリックスに掲載の30項目（「土壌浸食」、「地下水」、「水文」、「沿岸部」、「気象」、「景観」が追加されており、「ジェンダー」・「子供の権利」は「社会的弱者」として省略されているケースが多い。）など、項目の統一が必要と考えられる。

【14】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
2. 4 現地ステークホルダーとの協議 p.10、項目2  
” JICA は、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国等と協議し合意する。”
- ・ 意見内容  
” 枠組み” とは、回数、対象者、時期、場所等を指すと考えられるが、具体的な指針を記載すべきと考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
相手国側関係者等との共通理解を得やすくするため。

【15】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
2. 4 現地ステークホルダーとの協議 p.10、項目4  
” JICA は、カテゴリ A については、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国等が現地ステークホルダーとの協議を行うよう働きかけるとともに、必要な支援を行う。”

- ・ 意見内容

住民協議を開催すべき調査時期を記載をすべきと考えます。

- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

現行の旧 JICA ガイドラインおよび旧 JBIC ガイドラインでは、住民協議を開催すべき調査時期の記載があったため。

### 【16】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

2. 5 社会環境と人権への配慮 p.10、項目 1

”環境社会配慮の実現は、・・・考慮する。特に紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる。”

- ・ 意見内容

表現の自由に制限がある国において情報公開やステークホルダーとの協議を行う際に特別な配慮が求められるという“特別な配慮”について、具体例の提示が望ましいと考えます。

- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

相手国側関係者との共通理解を得られやすいため。

### 【17】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

2. 7 環境社会配慮助言委員会による助言 p.11、項目 1

”環境社会配慮助言委員会は、カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行う。なお、事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。”

- ・ 意見内容

「カテゴリ B 案件のうち必要な案件」の判断基準または想定されるケースなどの具体例を明示すべきと考えます。

- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
相手国側関係者との共通理解を得られやすいため。

#### 【18】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
3. 1 協力準備調査 p.14、3.1.1 項目3  
” JICA は協力準備調査の最終報告書を完成後速やかにウェブサイトで公開する。”
- ・ 意見内容  
協力調査はすべて対象となるか記載を明確にしたほうが良いと考えます。特に、2.1、9 との統一が必要と考えます。  
また、EIA、RAP 調査策定支援を実施した場合には、住民協議の結果、資産調査結果などに個人情報が含まれることになるが、公開対象・内容について本文、またはFAQで明確にすべきと考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
公開範囲を明確にし、相手国側関係者などの理解を容易になるため。

#### 【19】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
3. 1 協力準備調査 項目4(フィージビリティ調査の実施)以降
- ・ 意見内容  
フィージビリティ調査を通じた現地ステークホルダー協議の実施タイミングと回数について、整理した記述が必要と考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
フィージビリティ調査を通じた現地ステークホルダー協議の実施タイミングと回数について分かりにくいため。
- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
3. 1 協力準備調査 p.15、3.1.2 項目7  
” JICA はTORに従い、カテゴリAプロジェクトについてはEIAレベルで、カテゴリBプロジェクトについてはIEEレベルで、マスタープラン調査の場合はIEEレベルで、環境社会配慮調査を行い、環境緩和策（回避・最小化・代償含む）やモ

ニタリング及び環境社会配慮実施体制の案を作成する。”

・ 意見内容

環境緩和策を含む環境管理計画や環境モニタリング計画の策定について明記すべきと考えます。

・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

途上国でのEIAでは、特に環境モニタリング計画における測定項目、頻度、実施者、費用などの詳細が見落とされがちであるため、強調することが望ましいと考えられるため。

【20】

・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

3. 2 有償資金協力、無償資金協力（国際機関経由のものを除く）、技術協力プロジェクト p.16、3.2.1（1）、項目1

” カテゴリAプロジェクトについては、相手国等からプロジェクトに関する環境アセスメント報告書(別紙2)が提出されなければならない。大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画が、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画が提出されなければならない。”

・ 意見内容

「先住民族のための対策を要するプロジェクト」の判断基準を本ガイドラインまたはFAQにて明記すべきと考える。また先住民族の定義は世銀でも明確とは言えないが、少なくとも世銀にならった先住民族の定義が必要と考えます（indigenous ethnic minorities, aboriginals, hill tribes, minority nationals, scheduled tribes, tribal groupsなどの事例が含まれる定義が必要）。

・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

相手国側関係者との共通理解を得られやすいため。

【21】

・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

3. 2 有償資金協力、無償資金協力（国際機関経由のものを除く）、技術協力プロジェクト p.17、3.2.1(1)、項目2

” 環境アセスメント報告書は、合意文書締結の120日以前に公開する。”

- ・ 意見内容  
より短縮した方向での再考が必要であると考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
JICAの方針である「迅速化」をより促進するため。

#### 【22】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
3. 4 開発計画調査型技術協力 p.20、3.4.2  
” 詳細計画策定調査段階（マスタープラン調査とフィージビリティ調査共通）”
- ・ 意見内容  
「1. 3 定義」で「詳細計画策定調査」の記載が必要と考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
「詳細計画策定調査」はガイドライン案の中で定義づけがなされていないため。

#### 【23】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
3. 4 開発計画調査型技術協力 p.20-21、3.4.3 項目3  
” 3. カテゴリAの調査については、スコーピング案を情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議が行われ、JICAは、その結果を環境社会配慮調査に反映させる。”
- ・ 意見内容  
「ステークホルダー分析」の具体的な方法例また、分析の何を踏まえて協議を実施するのか記載すべきと考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
相手国側関係者や環境社会配慮に通じていない関係者との共通理解を得られやすくするため。

#### 【24】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
3. 4 開発計画調査型技術協力 p.21、3.4.3 項目6  
” 6. カテゴリAの調査については、環境社会配慮の概要検討時に、情報公開と

現地ステークホルダーとの協議を必要に応じて行い、JICA はその結果を反映させる。”

- ・ 意見内容

住民協議を開催すべき調査時期について、明記すべきと考えます。

- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

相手国側関係者や環境社会配慮に通じていない関係者との共通理解を得られやすくするため。

### 【25】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 p.24、対策の検討 項目2  
” 2. モニタリング計画、環境管理計画など適切なフォローアップの契約や体制、...”

- ・ 意見内容

環境管理計画、環境モニタリング計画の順に記載すべきと考えます。

- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

調査工程、報告書の構成から考えると、環境管理計画、環境モニタリング計画の順の順序となるため。

### 【26】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 p.25-26、非自発的住民移転、項目4  
” 4.大規模非自発的住民移転が発生する・・・住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。”

- ・ 意見内容

住民移転計画の作成及び公開時期について、明記すべき考えます。

- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

相手国側関係者や環境社会配慮に通じていない関係者との共通理解を得られやすくするため。



【27】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 p.26、先住民族、項目3  
” 3.先住民族のための・・・世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.10AnnexB  
に規定されている内容が含まれることが望ましい。”
- ・ 意見内容  
先住民族計画についても作成・公開の時期を明記すべきと考えます。また、相手国の環境法令で記載がない場合や、相手国の環境法令に明記されている先住民族計画の内容が、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.10AnnexB に規定される内容と相違がある場合の扱いなどについても本文または FAQ にて明記すべきと考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
相手国側関係者や環境社会配慮に通じていない関係者との共通理解を得られやすくするため。

【28】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
別紙2 カテゴリ Aに必要な環境アセスメント報告書 p.27、5 項目目  
” 地域住民等のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間・実施期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい。”
- ・ 意見内容  
2.4 現地ステークホルダーとの協議では、カテゴリ Aでも住民協議の開催数（あるいは開催段階数）が規定されていなかったことから、ガイドライン中の記載の統一が必要と考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
相手国側関係者や環境社会配慮に通じていない関係者との共通理解を得られやすくするため。

【29】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

別紙2 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書 p.27-29、カテゴリA案件のための環境アセスメント報告書 注) 下から2パラ目

”環境管理計画（EMP）— 建設・操業期間中に負の影響を除去相殺、削減するための緩和策、モニタリング及び制度の強化を扱う。”

・意見内容

p.15、3.1 協力準備調査では、環境管理計画の記載がないため、当ガイドラインにおけるEMPの記載を統一する必要があると考えます。

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

相手国側関係者や環境社会配慮に通じていない関係者との共通理解を得られやすくするため。

【30】

・当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示 p.29、1パラ

”ここに掲げているセクター・特性、影響を受けやすい地域は、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものの例示であり、個別のプロジェクトをカテゴリ分類する際には、プロジェクトの内容に応じて1.7に記載されている「カテゴリA」の基準に則って判断されるものである。”

・意見内容

別添3を具体化し、「例示」扱いではなく、カテゴリAの判定基準とすることが望ましいと考えます。

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

1.7に記載されている「カテゴリA」の基準が不明確であるため。

【31】

・当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示 p.29、項目1 ”1. 影響を及ぼしやすいセクターの例示”

・意見内容

影響を及ぼし易いセクターのうち「大規模なもの」の判定基準を明記すべきと考

えます。

- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
関係者間での共通理解を得られやすくするため。

【32】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示  
p.29、項目2 ” 2. 影響を及ぼしやすい特性の例示”
- ・ 意見内容  
影響を及ぼし易い特性について「大規模」の判定基準を明記すべきと考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
関係者間での共通理解を得られやすくするため。

【33】

- ・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）  
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示  
p.29、項目3 ” 3. 影響を受けやすい地域の例示”
- ・ 意見内容  
「国又は地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域」など、判定基準が曖昧な記述が多々あるため明記すべきと考えます。
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）  
関係者間での共通理解を得られやすくするため。

独立行政法人 国際協力機構  
新環境ガイドライン案 パブリック・コメント係 御中

「新環境社会配慮ガイドライン案」、及び「新異議申立手続要綱案」  
に対する意見

[氏 名]	
[住 所]	
[電話番号]	
[FAX 番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	<p>・ 当該箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）</p> <p>3. 1 協力準備調査 「3. 1. 2 プロジェクト形成」 （調査実施決定から、TOR 作成まで） 1、2、3</p> <p>・ 意見内容 （調査実施決定から、TOR 作成まで）の1、2、3項において、2項と3項の間に、新たに1項を加え、第3項とする。現第3項は新たな第4項となる。 新たな第3項には次のような文言を入れる。 「相手国等は協力準備調査の実施決定に先立ち、プロジェクトの情報を公開し、ステークホルダーとの協議を行う。」</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） ガバナンスと人権への配慮が十分行き届かない国、地域においては、開発計画の作成段階で住民の立場を考慮に入れないことが頻繁に起きる。案件発掘・形成の初期の段階での情報公開及び現地住民との協議は必要不可欠。住民の知らないところでプロジェクト形成が行なわれ、実施段階になって初めて住民が知ることとなり、異議申し立てや反対運動へと拡大していった案件は多い。 事例として、第20次円借款事業「第三次メトロセブ開発事業」のセブ南部埋立て事業、セブ南部海岸道路事業を示しておきたい。影響住民の救済はいまだに混迷して</p>

いる。

埋め立て事業の影響住民を支援している日本の市民、NGO が設立した「セブ・ボホールネットワーク」のウェブサイト参照していただきたい。

URL : <http://www.geocities.jp/cbnetnagoya/>

(Attachment) Comment format

TO : Public comment team, Environmental and social Considerations Review  
Division 2, Credit Risk Analysis and Environmental Review Department,  
Japan International cooperation Agency (JICA)

Public comments on “Draft Guidelines for Environmental and Social  
Considerations” and “Draft Objection Procedures on the Guidelines for  
Environmental and Social Considerations”

[Name]	
[Address]	
[Phone]	
[Facsimile]	
[E-mail]	
[Comments]	<ul style="list-style-type: none"><li>• Corresponding are</li> <li>• Comments</li><li>- <b>Preface Section, paragraph N.5</b> JICA Guideline should cover also Grant Aid Projects.</li><li>- <b>Definition Section</b> It is understood that, impact stated in all paragraphs refer to negative impact. So, the term explanation of impact should be added as “negative impact”.</li><li>-<b>The Basic Principles Regarding ESC Section :</b> There could be a paragraph stating that the Guidelines should be flexible depending on project proponents. This mean that the level of Guidelines implementation may or may not 100% be followed the Guidelines.</li><li><b>2.6 laws and standards of reference Section</b></li></ul>

Point 5: It should be “relevant Laws and Regulations”.

- Reason for comments (If possible, please submit your supporting documents.)